

インターネット

知的財産権侵害品流通防止ガイドライン

発行:2008 年 3 月 14 日

改訂:2010 年 12 月 13 日

改訂:2017 年 11 月 10 日

■はじめに

インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン(以下、「本ガイドライン」という)は、インターネットオークションサイトやフリマアプリなど、個人間で商品の売買が行われるオンライン上のマーケットプレイス(以下「C2Cマーケットプレイス」とする)を通じて知的財産権侵害品(以下「権利侵害品」とする)が流通することを防ぐために、権利者ならびにインターネットオークション事業者やフリマアプリ事業者など、C2Cマーケットプレイスの運営事業者(以下「プラットフォーム」という)がとるべき行動をまとめたものです。

関係者は、上記目的を達するためには、本ガイドラインに基づき、C2Cマーケットプレイスにおける権利侵害品の出品停止・出品情報の削除(以下、「出品情報の削除」という)を行うだけでは不十分であり、利用者に対する啓発活動および侵害者の特定、損害賠償の請求、刑事告訴といった措置を、協同して、総合的に進めていくことが不可欠であるとの前提にたち、それぞれの立場において最善の努力を払うものとします。

また、本ガイドラインの運用にあたっては、正当な消費者の利益を損なうことのないよう、十分に留意するものとします。

※なお、本ガイドラインは削除措置を中心とした自主的な取組みを定めるものであり、憲法および電気通信事業法上規定されている「通信の秘密」にあたる「発信者情報」の開示については、プロバイダ責任制限法による要件が厳格であることを踏まえて本ガイドラインからは除外し、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会に委ねるものとします。

■本ガイドラインにおける用語について

「C2Cマーケットプレイス」: インターネットオークションサイトやフリマアプリなど、個人間で商品の売買が行われるオンライン上のマーケットプレイスをいう

「プラットフォーム」: インターネットオークション事業者やフリマアプリ事業者など、C2Cマーケットプレイスの運営事業者をいう

「権利者」: 著作権・商標権など知的財産権を保有する者、もしくは知的財産権保有者から独占的ライセンスを受けている者をいう

「権利侵害品」: 著作権・商標権など知的財産権を侵害する物品をいう

「出品情報の削除」: C2Cマーケットプレイスにおける著作権・商標権など知的財産権を侵害する物品の出品停止・出品情報の削除

1. 権利侵害品流通防止活動全般

- A. 権利侵害品に関する出品情報の削除について、プラットフォーマー、権利者の両者間で仮に意見の対立が発生したとしても、互いの立場を尊重し、ビジネスパーソンとして品格のある言動を維持し折衝にあたるものとする
- B. 権利侵害品に関する出品情報の削除について、十分な法律知識と社会常識を兼ね備えた者を折衝担当者にあて、窓口を一本化する
- C. インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会（以下、「本協議会」とする）等を通じ、意見・情報交換を積極的に行う
- D. プラットフォーマーは、以下の活動を積極的に行う
 - (1) 権利侵害品出品対策として、出品数（取扱い量）等、ビジネス規模の拡大に応じて相応の自主パトロール体制を構築する
 - (2) 権利者が自らの権利を侵害する行為を探知するためにプラットフォーマーにおけるパトロールを行う場合、これに協力する
- E. 権利者は、自ら権利保護活動を行うとともに、以下の前提にたってエンフォースメント（権利行使）を行う
 - (1) 権利保護や社会的に求められる市場の安定のためには、自ら相応のコストと体制をもって権利保護活動ならびに権利行使活動にあたる
 - (2) 何らかの要請をプラットフォーマーに対して行う場合は、当該権利と自らの関係、主張の根拠について合理的に説明する
 - (3) 前項の主張にあたっては、自らの主張の具体的な根拠に基づくものとし、資料については自ら収集、保存する
 - (4) 自主パトロールのための資料の利用等、プラットフォーマーが合理的な目的をもって協力を要請した場合は、開示可能な範囲に限って、情報提供に協力する

2. 権利侵害品に関する出品情報の削除ならびに権利侵害品判断基準

プラットフォームは、原則として以下 A、B、C の場合に C2C マーケットプレイスにおける出品物（以下、「当該出品物」とする）に関する出品情報の削除措置を講じるものとする。

ただし、本判断基準は、プラットフォームにおいても権利侵害の判定が可能な著作権・商標権に関する出品情報に適用することとし、以下は本判断基準の対象に馴染まないため、本判断基準によらず権利者とプラットフォームが協力して個別に対応することとする。

- ・ 創作性について疑義のあるものについての著作権侵害の主張
- ・ 不正競争防止法上の類似評価を伴うもの
- ・ 特許権侵害物品
- ・ 意匠権侵害物品

また、詳細な判断基準は機密情報も含まれることから、一般には非公開とする。

A. 商品説明の内容によって、プラットフォーム自らが、第三者たる一般人の視点で、客観的に当該出品物が権利侵害品であると判断できる場合

- (1) 権利侵害品であることを出品者が認めている
- (2) 権利侵害品であることが推測される表現がなされている
 - a. 権利侵害品であることを強く推測させる表現（一般）
 - b. 権利侵害品であることを強く推測される表現（品質）
 - c. 他の表現と総合して、権利侵害品であることを察知できる表現（詳細は別紙1）

B. 権利者による申し出および疎明によって、プラットフォームが、当該出品物が権利侵害品であると判断できる場合

- (1) 申告者適格は以下の 4 種類とする
 - a. 権利者
 - b. 権利を有する外国法人の関連子会社であり、権利行使について委任されている日本法人
 - c. 上記 a.b.いずれの代理人（日本国の弁護士・弁理士資格を有する者に限る）
 - d. プロバイダ責任制限法に基づき認定を受けた信頼性確認団体
- (2) 申告方法は以下の 2 種類とする
 - a. プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会策定の「プロバイダ責任制限法ガイドライン」に記載の方法
 - b. 各プラットフォームと締結した契約に則った方法
- (3) 疎明

申告にあたり、「当該物品を生産していない」、「当該物品の製造等ライセンスをしていない」、「真贋識別での根拠上明らか」など当該出品物が権利侵害品であることについての書面による宣言を行う。ただし、プラットフォームが認めた場合には、電磁的記録による宣言をもって疎明がなされたものとみなす。

C. その他、権利侵害の蓋然性が高いことについてプラットフォームと権利者双方の認識を確認し、個別に対応方針を定めた場合（詳細は別紙2）

- (1) 申告者適格は以下の 4 種類とする
 - a. 権利者

- b. 権利を有する外国法人の関連子会社であり、権利行使について委任されている日本法人
 - c. 上記 a.b.いずれの代理人(日本国の弁護士・弁理士資格を有する者に限る)
 - d. プロバイダ責任制限法に基づき認定を受けた信頼性確認団体
- (2) 申告方法は以下の 2 種類とする
- a. プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会策定の「プロバイダ責任制限法ガイドライン」に準ずる記載の方法
 - b. 各プラットフォームと締結した契約に則った方法
- (3) 疎明
- 申告にあたり、別紙2に係る「もの・様態」に応じて、「取り扱い」欄の記載内容に該当することについて書面による宣言を行う。ただし、プラットフォームが認めた場合には、電磁的記録による宣言をもって疎明がなされたものとみなす。

3. その他

- A. 本ガイドラインはおおよそ 1 年ごとに、本協議会において、必要に応じて見直しを検討するものとする
- B. 本ガイドラインは、前項の定期的な見直しにかかわらず、随時必要に応じて本協議会での承認を受けた上で変更できるものとする
- C. 本ガイドラインは、本協議会参加者の合意に基づき制定されているが、本協議会に参加していない者についてもこれに添った行動を促すものとする

以上